

平成28年度地域型保育事業所設置及び運営事業者公募要領

1 趣旨

平成27年度からの子ども・子育て支援新制度施行に伴い、和光市では平成27年3月に策定した平成31年度までの5年間を計画期間とする「和光市子ども・子育て支援事業計画」において「待機児童解消に向けた子ども・子育て支援事業の基盤整備の推進」を基本方針の一つに掲げています。

その中で、0歳児から2歳児に対する保育は「小規模保育事業」を中心に拡充することを定め、計画期間の中で、日常生活圏域※ごとに整備及び運営を行う事業者を公募し、段階的に待機児童の解消に必要なサービス提供基盤を整備します。

平成28年度は、以下のとおり地域型保育事業所の整備及び運営を行う事業者を公募します。

※ 日常生活圏域とは

子ども・子育て支援事業計画では、地域の特性や課題に応じて多様なサービス提供を行うため、市内を準中学校区を基本に「北エリア・中央エリア・南エリア」を設定しています。

2 公募の条件等

(1) 事業施設等の確保

本事業の施設等は、事業者が自ら所有する物件又は所有者との賃貸借契約により確保するものとします。

(2) 整備する施設

施設種別	小規模保育事業所（定員19人） 事業所種別 A型（保育園の分園型・職員全員が保育士）もしくは B型（職員数の1/2以上が保育士） A型・B型とC型（グループ型で定員が6人以上10人以下）や家庭的保育事業（保育ママ：定員5人以下）の組み合わせなどにより、定員の19人を確保する整備の提案も可能です。
開設予定日	平成29年4月1日
保育時間	午前7時から午後6時までの11時間
休所日	日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から1月3日まで（休日保育の実施を妨げるものではありません。）
その他保育事業	家庭的保育事業及び小規模保育事業の他、次の保育事業を実施するものとします。 ①生後57日からの0歳児保育 ②時間外保育（延長保育） ③障害児保育 上記に定める事業に加え、他の事業提案をすることができます。なお、提案された事業の実施の可否は、市との協議により決定するものとします。

(3) 整備エリア（日常生活圏域）

公募地域	整備件数（定員）	公募事業者数
【北エリア】 白子3丁目、下新倉1～5丁目、新倉1～5丁目	1ヶ所（19人）	1事業者
【南エリア】 白子1・2丁目、南1・2丁目、諏訪	1ヶ所（19人）	1事業者

※ 整備件数（定員）は、子ども・子育て支援事業計画におけるグランドデザイン（圏域別の整備計画）に基づくもので、小規模保育事業1施設当たりの定員の上限である19人を単位として設定しています。なお、公募地域については、和光市が狭域であることを踏まえ、整備エリア以外のエリアにおける応募も受けるものとします。

(4) 整備に当たっての注意事項

ア 近隣住民等への配慮

施設整備に当たっては、昨今の保育所等整備に係る生活環境の変化への懸念等を鑑み、近隣住民に対し十分な説明を行うとともに、意見や要望に対して誠実に対応してください。

イ 施設整備に当たっての留意事項

- (ア) 物件を賃貸借する場合は、物件所有者が事業運営について承諾していること。
- (イ) 施設の延床面積が100㎡を超える場合、建築基準法で定める保育の用途に変更すること。
- (ロ) 耐震基準を満たしていること。
- (ハ) 保護者が送迎の際に一時的に利用する自転車の駐輪場所に配慮すること。
- (ニ) 周辺環境を考慮し、保育事業所としての安全に配慮した施設とすること。
- (ホ) 施設整備にあたっては、法令、規定等を遵守すること。

3 整備に係る補助金

市では、施設整備に係る補助金として、平成28年度保育対策総合支援事業費補助金を活用する予定です。(うち2/3国負担、1/12市負担、1/4事業者負担)この補助金交付要綱に基づき、市が算出した補助金の採択を前提とし、市の予算の範囲内で交付します。

※ 平成28年度保育対策総合支援事業費補助金

補助基準額(予定)32,000千円(1か所あたり)

4 応募資格

本事業に応募できる者は、次に掲げる事由の全てに該当する者とします。

(1) 法人種別が次のいずれかに該当するものであること。

ア 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人

イ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)等に規定する一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人及び特例民法法人

ウ 日本赤十字社法(昭和27年法律第305号)に規定する日本赤十字社

エ 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人

オ 会社法(平成17年法律第86号)第2条第1号に規定する会社

(2) 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。

(3) 法人の役員等(児童福祉法第34条の15第3項第4号二に規定する役員等をいう。)は、和光市暴力団排除条例(平成24年条例第26号)第2条第2号の暴力団員でないこと。

(4) 直近の会計年度において、家庭的保育事業等を経営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していないこと。

(5) 公募申請事業の整備に必要な資金を有し、かつ、当該申請事業を1年間行うために必要な経費の1ヶ月分に相当する資金を普通預金等により保有していること。

(6) 法人及び代表者が、国税及び地方税を滞納していないこと。

(7) 公募申請事業に係る施設の施設長が、保育所その他の児童福祉施設又は家庭的保育事業等において2年以上勤務した経験を有する者又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者を配置できること。

(8) 公募申請事業に係る施設が賃貸借の場合は、1年間の賃借料の額に相当する資金を有し、かつ、賃借料を安定的に支払うための財源が確保されていること。

(9) 経営担当役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が社会的信望を有すること。

(10) 児童福祉法第34条の15第3項第4号の欠格事由に該当しないこと。

(11) 子ども・子育て支援法第52条第2項に該当しないこと。

(12) 施設を利用する保護者はもとより、地域との信頼関係を築ける事業者であること。

(13) 「保育所保育指針(平成20年3月28日厚生労働省告示第141号)」を十分に理解し、和光市の方針に基づく保育行政について積極的に協力できる事業者であること。

(14) 宗教活動や政治活動を目的とした事業者ではないこと。

(15) その他法令等に違反しない事業者であること。

5 事業者選定スケジュール

(1) 公募要領の配布

- ア 配布期間 平成28年8月8日(月)～9月2日(金)までの間の市役所開庁日
8時30分から正午まで、13時から17時まで。
- イ 配布場所 和光市役所1階 和光市保健福祉部こども福祉課
※ 市ホームページからダウンロード可
※ 郵送、ファックス及びメールによる配付は行いません。

(2) 質問受付

- ア 受付期間 平成28年8月8日(月)～8月15日(月)
- イ 受付方法 FAX又は電子メールにより提出、様式は任意です。
- ウ 提出先 配布場所と同じです。
- エ 回答 8月19日(金)
※ 質問事業者へFAX又は電子メールにより回答します。
※ 質問内容及び回答は、本市が必要であると判断した場合は、質問事業者以外にも市ホームページなどで公開します。

(3) 応募受付

- ア 受付期間 平成28年8月8日(月)～9月2日(金)
8時30分から正午まで、13時から17時まで。
- イ 提出場所 配布場所と同じです。
※ 郵送、ファックス及びメールによる提出の受付はできません。
- ウ 提出部数 6部(原本1部、写し5部)
- エ 提出書類 別紙「提出書類一覧表」のとおり
- (4) 第1回選定委員会 9月中旬
- (5) 第2回選定委員会 (公開プレゼンテーション及びヒアリング、事業者選定) 9月下旬
※ 後日、実施日等詳細について通知します。
- (6) 優先交渉権者との協議 10月上旬
- (7) 準備協定締結 10月上旬
- (8) 選定結果の公表(ホームページ等) 協定締結後

6 提出書類の作成方法

- (1) 様式に定めのないものは、A4版で様式は任意とします。
- (2) 提出書類の綴じ方は、別紙一覧表の順序に従い、番号を記載したインデックスを貼りA4フラットファイルで提出してください。
- (3) 表紙及び背表紙には「平成28年度地域型保育事業所公募申請書(正本又は副本)」、施設名(仮称可)、事業者名を明記してください。
- (4) 事業エリアが複数ある場合は、エリア毎にフラットファイルを分けて提出書類を作成してください。
- (5) 同一施設内で複数事業を実施する場合は、事業毎に4運営計画概要書を作成してください。
- (6) 別施設で複数事業を実施する場合は、事業毎に3施設計画概要書及び4運営計画概要書を作成してください。
- (7) 持参時に書類の確認を行いますが、提出前に再度ご確認ください。

7 選定の基準

事業者選定における評価は、以下の基準により行います。

(主な項目)

- ① 応募の動機・運営方針
- ② 経営基盤の安定性
- ③ 資金計画・設計の考え方
- ④ 和光市子ども・子育て支援事業との関わり方
- ⑤ 保育方針・提供するサービス・保育等の質
- ⑥ 事業展開の確実性

8 優先交渉権者の選定

(1) 事業者の選考等

選考に当たっては、事業者による公開プレゼンテーション及びヒアリングを行い、選考委員会の審査結果に基づき市長が優先交渉権者を決定します。

(2) 審査結果の公表

選考結果は、該当事業者全員に通知し、市のホームページで公表します。

(3) 優先交渉権者との協議・協定締結

市は、優先交渉権者と細目協議を行い、協定を締結します。

(4) 次順位交渉権者との協議

次の場合は、次順位の交渉権者と交渉を行います。

- ・ 優先交渉権者が参加資格を有しなくなったとき。
- ・ 優先交渉権者が辞退の届出をしたとき。
- ・ 優先交渉権者との協議が不調となったとき。

(5) その他

審査及び交渉権者との協議の結果、適切な事業者がないときは再度公募する場合があります。また、選定等の結果について異議を申し立てることはできません。

9 留意事項

(1) 費用の負担

決定されない場合も含めて、応募・協議のために要した費用は、全て応募者の負担とします。市は補償しないものとします。

(2) 提供した資料の取扱い

市が提供した資料等は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。

また、この検討の目的の範囲内であっても、市の承諾を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、又は内容を開示することを禁じます。

(3) 提出書類の変更の禁止

提出書類の提出期限後における差し替え及び再提出は認めません。

(4) 虚偽の記載をした場合

応募者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、応募を無効とします。

(5) 提出書類の取扱い

ア 提出書類は、理由のいかんを問わず返却しません。

イ 提出書類の著作権は、事業者が決定するまでの間は、応募者に帰属します。ただし、市は、事業者の選考に資する報告等のため、必要な場合には提案書類の内容を無償で使用できるものとします。

ウ 事業者の決定後、選考された応募者の提出書類の著作権は市に帰属します。

エ 提出書類（選考されていない応募者の提出書類を含む。）を和光市情報公開条例（平成12年条例第48号）による公文書として取り扱い、同条例による開示請求があった場合は、個人のプライバシーや企業秘密などの不開示情報に該当する部分を除き、開示します。

10 問合せ先

和光市保健福祉部こども福祉課事業管理担当

〒351-0192 和光市広沢1-5

電話 048(424)9131

FAX 048(464)1926

Eメール d0200@city.wako.lg.jp

「提出書類一覧表」

No.	書 類 名	部数	説 明	
1	公募申請書	6部	様式1	
	書添 類付 1-1 応募の動機	6部		
2	法人概要書	6部	様式2	
	添 付 書 類	2-1 理事会、取締役会などの議事録	6部	事業設置を決定したもの。(原本証明のあるもの)
		2-2 法人登記簿謄本	6部	申請日前3ヶ月以内に発行されたもの
		2-3 定款	6部	最新のもの
		2-4 法人代表者の履歴書	6部	
		2-5 財産目録	6部	最新のもの
2-6 決算書	6部	直近3年度分		
3	施設計画概要書	6部	様式3	
	添 付 書 類	3-1 位置図	6部	
		3-2 施設・設備の配置図	6部	
		3-3 施設平面図	6部	用途名、床面積、有効面積を記入すること。
		3-4 建物検査済証の写し等耐火建築物又は準耐火建築物であることがわかる書類	6部	保育室等が2階以上の場合、提出すること
		3-5 資金計画	6部	賃貸物件で改修等の必要性がある場合は提出すること。また、借入金がある場合は、償還計画を含むこと。
3-6 保育事業所設置承諾書	6部	賃貸物件の場合は、提出してください。		
4	運営計画概要書	6部	様式4	
	添 付 書 類	4-1 収支予算書	6部	3年分
		4-2 その他保育事業提案書	6部	事業ごとに作成
		4-3 施設の目的及び運営方針	6部	保育施設としての目的及び運営方針
		4-4 保育計画	6部	保育指針に基づいた保育計画・指導計画等を示してください。
		4-5 給食対応	6部	給食、調理、食育、アレルギー児対応、食中毒対応など
		4-6 安全・防犯・災害対策	6部	具体的対応
		4-7 虐待への対応	6部	具体的対応
		4-8 苦情対応	6部	具体的対応
		4-9 保護者との連絡	6部	保育内容等の理解、協力を得る方策
		4-10 人材育成	6部	職員研修、育成方策など
4-11 個人情報保護	6部	個人情報の保護のための方策		
5	既設園行政監査の指摘事項の写し	6部		
他	プレゼン用資料	30部※	データも提出してください。	

※ プレゼン用資料は、第2回選定委員会の3日前までには提出してください。(郵送可)

(様式1)

地域型保育事業所設置及び運営事業者公募申請書

平成 年 月 日

和光市長 松本 武洋 様

申請者 所在地
名称
代表者職・氏名 印
連絡先

地域型保育事業所設置及び運営事業者公募について、参加したいので下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 応募する事業エリア
北エリア 南エリア 中央エリア

2 応募する事業の種類等

事業の種類		所在地	定員
<input type="checkbox"/> 家庭的保育事業			人
			人
<input type="checkbox"/> 小規模保育事業	<input type="checkbox"/> A型		人
			人
	<input type="checkbox"/> B型		人
			人
	<input type="checkbox"/> C型		人
			人

(様式2)

法人概要書

1 法人の概要

ふりがな 法 人 名	
ふりがな 代 表 者	
所在地	
連絡先	
設立年月日	
主な事業内容	

※ 法人のパンフレット等がある場合は添付してください。

2 他に運営している保育施設

他に運営している保育施設の有無		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
種 類	施設の名称	所在地	開設年月日

※ 各施設の運営内容を紹介するパンフレット等がある場合は添付してください。

(様式4)

運営計画概要書

1 保育時間等

保育時間	平日	午前 時 分 ~ 午後 時 分
	土曜	午前 時 分 ~ 午後 時 分
保育の休日		
その他保育事業	<input type="checkbox"/> 生後57日からの0歳児保育 <input type="checkbox"/> 延長保育 <input type="checkbox"/> 障害児保育 <input type="checkbox"/> その他の事業 ()	
実費徴収	<input type="checkbox"/> 有：内容 <input type="checkbox"/> 無	
上乗せ徴収	<input type="checkbox"/> 有：内容 ：理由 ：負担額 <input type="checkbox"/> 無	

※ その他保育事業については、実施事業にチェックするとともに、実施事業毎に事業内容を記載したその他保育事業提案書（任意の書式）を添付すること。

2 職員配置計画

(1) 施設長予定者

氏名	住所	資格
児童福祉事業の経歴		

(2) 職員配置計画

職名	氏名	常勤・非常勤の別	資格等	資格等取得年月日
		<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤 ()		
		<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤 ()		
		<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤 ()		
		<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤 ()		
		<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤 ()		
		<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤 ()		
		<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤 ()		
		<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤 ()		
		<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤 ()		
		<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤 ()		

- 備考 1 職名は保育士、調理員等、申請する事業に必要な職種すべてについて記入すること。
- 2 非常勤の場合は、カッコ内に1日の勤務時間及び1ヶ月の勤務日数を記入すること。
(例：4時間、10日)
- 3 家庭的保育従事者等研修などを受講している場合は資格等に研修名を記入し、資格等年月日に研修修了日又は研修修了予定日を記入すること。